



千葉大学ユニオンニュース第 52 号 2009 年 9 月 28 日

編集・発行: 千葉大学ユニオンニュース委員会

ホームページ: <http://www.age.cc/~cuu/>

メールアドレス: cuu@e-mail.jp

電話・ファックス: 043-290-2234

ファックス専用: 020-4666-6229

西千葉キャンパス総合校舎G号館 401 室 ☆声をお寄せ下さい。

☆みなさんの職場でお気づきのことや質問を、千葉大学ユニオンは待っています。

「人事院給与勧告、人事管理に関する報告」を受けて我々の労働条件はどうなるのか！！8月18日、ユニオン団交を申し入れる

ボーナス削減関連事項をめぐる団体交渉を申し入れました。

【平成 21 年人事院勧告について】

これまで、千葉大学では、人事院勧告および給与法に準拠する形で教職員の給与等の労働条件の改定が行われてきましたが、今回の給与勧告の内容は、期末・勤勉手当の引き下げに加え、月例給与を 4 月に遡って引き下げる内容を含むもので、労働条件を大きく不利益に変更するものです。千葉大学役員会において、従前のようにこうした勧告に当然に準拠する方針であれば、ユニオンは強くこれに反対し、次のように要求します。

1 平成 21 年人事院勧告および今後予定される給与法改正に準拠しないこと、並びに、教職員の給与引き下げを行わないことを要求します。

【非常勤職員への期末手当支給について】

人事院事務総長通知（給実第 1064 号）第 3 項では、相当長期にわたって勤務する非常勤職員に対して期末手当相当の給与を支給するよう努めることとされています。人事院（給 3-127）ならびに 2008 年 6 月 19 日付人事院解説によれば、この「相当長期」とは 6 ヶ月が最低の目安と考えられます。従い、ユニオンは次のように要求します。

2 千葉大学において 6 ヶ月以上勤務するすべての非常勤職員に対し、期末手当を支給することを要求します。

【非常勤職員への特別休暇（有給）・病欠休暇（有給）付与について】

非常勤職員就業規則第 15 条第 2 項の各号に定められた無給の休暇は、常勤職員にあつてはすべて有給の特別休暇ないしは病欠休暇として取り扱われています。同規則第 15 条第 2 項の各号についてすべての非常勤職員を一律に無給扱いとすることは、職場における勤務実態からみてパートタイム労働法 3 条 1 項所定の事業主の責務を怠るものと考えられます。従い、ユニオンは次のように要求します。

3 非常勤職員就業規則第 15 条第 2 項を見直し、非常勤職員への有給特別休暇・病欠休暇付与を可能とすることを要求します。

【「一斉休暇取得促進期間」中、閉庁を行った職場への休業手当支給について】

一斉休暇取得については、7 月 24 日付職員課長事務連絡ならびにユニオン委員長宛 7 月 29 日付学長回答において、強要するものではない旨、示されました。しかしながら少なくとも部署で、「一斉休暇期間中のサービスあるいは業務停止」が内外に通知され「閉庁方式」が示唆される中で、不本意ながら無給休暇とした職員も少なからず存在したことが十分推察されます。とりわけ、

常日頃「補助的業務」を担うと言われ続けている非常勤職員が一斉休暇期間中に単独での出勤を表明することは非常に困難であることを考慮すれば、一斉休暇時に行われた「閉庁」は、労働基準法第 26 条にいう「使用者の責に帰すべき事由による休業」に相当すると考えられます。従い、ユニオンは次のように要求します。

4 閉庁方式を採用した職場における職員のうち無給休暇とした者に対して、その平均給与（日額）の 100 分の 60 以上の休業手当を無給休暇日数分遡及して支払うことを要求します。

【6 月期の期末・勤勉手当引き下げに係る余剰分の使途について】

千葉大学ユニオンは、本年 5 月の人事院勧告および給与法改定に準拠して実施された千葉大学における本年 6 月支給の期末手当・勤勉手当の引き下げ措置については、これを支払いの凍結保留と考え、千葉大学における教職員の給与水準を鑑みた大学独自の調査・検討の上で、手当の支給をどのようにするか、本年 12 月の措置と併せて最終的に決定されるべきものと考えます。その上で、6 月期の手当引き下げにより人件費につき余剰分が生じていることにつき、ユニオンは次のように要求します。

5 6 月期の期末・勤勉手当の支給額引き下げに伴い、運営費交付金の人件費について生じた余剰分を、上記 2 および 3 の要求を含む労働条件の改善、並びに教職員の福利厚生を含む労働環境改善のために使用することを要求します。その際、併せて、各部署等の意向を適切に聴取した上で使途の決定が行われることを求めます。

千葉大学事務職員等人事評価について

10 月 1 日より就業規則が改定され、事務職員に対して新しい人事評価制度の導入が予定されています。この改定案と人事評価実施規程案について、8 月 20 日付で各事業場過半数代表に意見書提出の依頼があり、9 月 15 日の期限までに過半数代表の方々はそれぞれ意見書を提出されたものと思われませんが、ユニオンではこの人事評価制度の内容には下記のように問題点が多いと考え、その実施に反対し見直しを求めます。また、松戸事業場の過半数代表であるユニオン東葛支部長からも意見書を提出しました。

★ユニオンの見解★

ユニオンでは、今回の「千葉大学事務職員等人事評価実施規程案」の内容について、次のような問題があると考えています。

① これまでにも実施されてきた職員の勤務成績に対する評価の実施状況や課題などは明らかにされていません。

新しい評価制度を導入するにあたって、まずは従来の評価のあり方についての点検が行われるべきです。

- ② 今回の案では、毎年、職員に評価項目や達成目標を自己申告させた上で、上司が評価を行うこととされていますが、こうした評価を現実に実施するとすると、現状でも職員の業務負担が大きいところ、さらに膨大な作業を増やすことになり、業務過多が懸念されます。
- ③ 加えて、今回の案では、部課長級の職員の能力評価にあたり、部下による評価も予定されていますが、こうした評価が匿名で行われると、職場の環境に悪影響が及ぶことが懸念されます。また、現在こうした制度を導入している大学に限られているなかで、なぜ千葉大学で実施すべきなのか、その理由が不明です。
- ④ 評価に対する苦情を処理する制度の構成や権限が明らかではなく、また、評価結果が妥当でない場合の再評価を元の評価者に行わせるなど、苦情処理の制度として体をなしていません。

★東葛支部長(松戸事業場過半数代表)の意見書骨子★

職員に対する評価は、既に過去2年間に亘り、試行された実績を有するはずですが、その報告や、総括・課題点等について、一般の職員には明らかにされていません。

本来、今回のように職員に意見聴取するのであれば、試行結果の報告書、総括書等をまず示す必要があると思います。我々職員は、今回のような全く新しい評価システムを導入することについて、十分な経験も知識も持ち合わせていないわけですので、試行結果の客観的・多面的な評価をお示し頂くことが必要不可欠です。そのため『試行』だったのではないのでしょうか？

現在、継続的な人員削減のため、個々の職員の仕事量は大幅に増加しており、さらなる負担増(評価自体による)を伴う制度を導入するには、十分な評価をした上で決定する必要があると思います。

組合費徴収にご協力をお願いします。

今年度の組合費の徴収を始めました。各支部の執行委員が徴収に伺います。皆さんにお届けしているユニオンニュースの発行は、ユニオンがもっとも重要と考えている活動ですが、その発行に必要な経費が組合費の支出の大きな部分を占めています。このような活動の維持のため、組合員の皆さんのご理解とご協力をお願いします。また、組合員でない方も活動にご賛同いただけましたら、是非ユニオンに加入して下さい。

◎第4回駅伝大会、皆様のご声援を

第4回千葉大学駅伝大会が2009年10月12日(月・体育の日)に実施されます。

今年も学生が実行委員会に加わり、参加チームは教職員・学生の自由な参加形態となっています。駅伝コースは、スタート・ゴール地点を昨年と同様に工学部裏(生研角地)とし、5区間によって距離差を付けた西千葉構内コースです。

優勝チームには学長杯、2位に走友会長杯、3位にユニオン委員長楯、生協からはブービー賞が送られます。皆様の沿道からの熱いご声援をお願いします。

終了後には生協食堂で懇親会が行われ、参加費1人2千

円でどなたでも参加できます。

走った人も応援した人も一緒になって飲みましょう！詳細は構内のポスター、走友会HPでご確認下さい。

(<http://www.tj.chiba-u.jp/~kato/personal/souyuukai/>)

【問い合わせ先】 齋藤一@工学部

内線 3487、saito@office.chiba-u.jp

◎職員作品展 2009：今年も大学祭期間中に開催しますので、沢山の出展をお待ちしています。

フィールド調査や実験等で発見した

美しい自然・現象や文化の紹介も歓迎します。

今秋も、教職員交流の場として25回目の「職員総合作品展」を開催します。

ご自慢の作品、あるいは研究の成果などをご出展いただき、友と語り、大いに交流を深めましょう。お近くのOB、OGの方々にもぜひお声をおかけ下さい。出展していただく作品としては、写真・絵画・書道・彫刻・篆刻・フラワーアレンジメント・手芸品などオリジナルの作品に加え、今年はぜひ、フィールド調査や実験等で発見した美しい自然・現象や文化の紹介(写真、工芸品など)もお寄せください。要領は以下の通りです。

■期間：10月31日(土)～11月2日(月)

■場所：松韻会館1階大会議室

■搬入：10月30日(金)17時

■申し込み：fukukawa@faculty.chiba-u.jp (福川裕一@工学部、043-290-3151)へ、お名前、所属(OB、OGの方々には最終の所属先をお知らせ下さい)、連絡先、作品内容(個数・サイズ情報など)をお知らせください。

*会場設営、見張り番について、ご協力をお願いします。

■設営：10月30日(金)14時～(パネルの運搬は不要です。組み立てのみ行います)

■撤去：11月2日(月)17時～(パネルの解体、倉庫までの運搬、格納を行います)

■見張り番：お願い出来る方は、上記申込先へご都合のつく時間をお申し出ください。

◎ユニオンのおもな活動報告◎

8月18日 特別手当に関する団体交渉の申入書を学長に提出

9月8日 第2回定例三役会議(持ち回り審議)

9月10日 第2回定例執行委員会

9月15日 団体交渉の予備折衝を行う

9月 28日 ユニオンニュース第52号発行

編集後記

今回編集長の海外出張のため、急遽臨時で編集に復帰しました。たった2ヶ月程度、執行委員会から遠ざかっただけですが、その間に大きな動きがあり、十分な対応が出来ない面もございますがご容赦下さい。政権も変わり、大学にも少なからず影響が及んでくると思われまますので、今後しばらくは目が離せない状況が続くかと思いますが、ユニオンは皆様の問題に正面から取り組んでいます。引き続きご支援下さい。

「私たちの職場をより明るく豊かにしていくための声をあげ、実現していく」ユニオンにぜひご加入下さい。

加入は下の「加入申込書」にご記入の上、FAXにてユニオン事務室までお寄せ下さい。送信先やユニオンの規約を載せたHPのアドレス等は、本ニュースの表面をご覧ください。

加入申込書

電話・ファックス:043-290-2234

千葉大学ユニオン委員長 三宅明正 殿

千葉大学ユニオン規約を承認し、千葉大学ユニオンに加入します。2009年 月 日

ご氏名: _____

ご所属: _____

ご連絡方法(メール、電話、FAXなど): _____